

Na技開3居室Aの空調更新

仕様書

1. 件名

Na技開3居室Aの空調更新

2. 目的および概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所（以下「機構」という）における、ナトリウム技術開発第3試験室の居室Aで使用する空調設備の更新について定めたものである。

3. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

〒311-1393 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
高速炉研究開発部 構造信頼性・材料技術開発Gr
ナトリウム技術開発第3試験室

(2) 納入条件

据付調整後渡し

4. 納期

令和7年3月28日

5. 更新内容

5.1 対象設備・装置等

購入品は以下の通りとする。

(1) 空調機：1セット

メーカー：三菱電機
型式：PLZX-ERMP224H4(相当品)

(2) 屋外機(耐重塩害仕様)：1台

メーカー：三菱電機
型式：PUZ-ERMP224KA4-BSG(相当品)

(3) 換気設備：1台

メーカー：三菱電機
型式：LGH-N35CX3(相当品)

5.2 更新範囲および項目

- (1) 空調設備の設置
- (2) 換気設備の設置
- (3) 試験検査

5.3 更新内容および方法等

(1) 空調設備の設置

- ① 新規に空調機を設置すること。

- ・4方向天井カセット同時ツインエアコン、1セット
 - ・屋外機：耐重塩害仕様、屋上に設置、1台
- ② 既設の空調機を撤去すること。
- ・室内機：2方向及び4方向天井カセットエアコン、各1台
形名は、RCI-AP160K3、RCID-AP56K1（日立アプライアンス製）
 - ・屋外機：耐重塩害仕様、屋上に設置、1台
形名はRAS-AP224SH
- ③ 撤去前に既設空調機に充填されている冷媒ガスを全て回収すること。なお、回収した冷媒ガスの処分は、フロン排出抑制法等に基づいて行ない、その証明書等を提出すること。
- ④ 電源は、電気室に設置している『空調動力盤(P-8)内のP31-1 (ELB、3φ200V、60A)』から屋上の屋外機へ引き回している電源線を再使用すること。
- ⑤ 屋外機から室内機、2台の室内機間の既設電源線及び冷媒ガス用銅管を撤去し、新規に引き回すこと。
- ⑥ 既設の屋外ダクトを撤去して、新規に取り付けること。
- ⑦ 室内の塩ビ製ドレン配管は再利用し、屋外の塩ビ製ドレン配管を撤去して新規に設置すること。
- ⑧ 新規空調機による加湿を行わないため、既設室内機に接続されている加湿用上水配管を取外し、端末処理をすること。
- ⑨ 居室中央部に設置している既設空調機用温度設定器を撤去して、新規に取り付けること（ダクトは再利用可）。なお、温度センサーは空調機用温度設定器内のセンサーを使用すること。
- ⑩ 窓側に設置している既設空調機用温度設定器を撤去し、スイッチボックスに盲パネルを取り付けること。
- ⑪ 天井（材質：ロックウール吸音板、下地は石膏ボード）に開口部が生じた場合は、補修して塞ぐこと。
- ⑫ 新規空調機等の詳細な取付け位置は、現場にて機構担当者との協議の上決定する。
- ⑬ 作業前に、必要に応じてパソコン等の養生を行い、撤去した機器等は受注者が処分すること。

(2) 換気設備の設置

- ① 新規に換気設備（天井カセット型ロスナイ、以下「ロスナイ」と言う）を設置すること。
- ・形式はLGH-N35CX3（三菱電機製相当品）、1台
- ② 既設の換気設備（天井カセット型ロスナイ）を撤去すること。
- ・形式はVL-120ZA（三菱電機製）、1台

- ③ 電源は、2階廊下に設置している『2L-1盤内のL4A-28 (NFB、1φ100V、20A)』から既設ロスナイへ引き回している電源線を再使用すること。
- ④ 新規ロスナイを空調機から離れた場所（2m程度）に設置し、点検口も新規に取り付けること。なお、詳細な取付け位置は、現場にて機構担当者と協議の上決定する。
- ⑤ 新規にロスナイコントロールスイッチを取り付け、既設ロスナイコントロールスイッチから既設ロスナイ間の電源線を撤去し、新規に引き回すこと。
- ⑥ 既設ロスナイ撤去後の天井（材質：ロックウール吸音板、下地は石膏ボード）は既設同等品で補修し、天井内の既設送排風用フレキダクト（φ100）は撤去すること。また、ダクト接続部（コア抜き部）はテープ処理等で塞ぐこと。
- ⑦ 天井内に新規送排風用フレキダクト（φ150、2系統）を敷設し、壁に穴を開けて（コア抜き、2カ所）その穴に接続すること。なお、屋外側にはバンドキャップを取り付けること。
- ⑧ 作業前に、必要に応じてパソコン等の養生を行い、撤去した機器等は受注者が処分すること。

(3) 試験検査

試験検査作業は以下の項目を確認すること。

- ① 外観検査
目視により外観に有害な損傷や歪み等が無いことを確認する。
- ② 員数検査
員数が仕様書通りであることを確認する。
- ③ 作動検査
機器が正常に作動し、異音・振動等の異常がないことを確認する。

6. 支給物品および貸与品

(1) 支給品

- ① 上水および作業用電源

7. 提出書類

本件に関する提出書類は以下の通りとすること。

- | | | |
|-------------------------------|-----------|----|
| (1) 作業着手届 | 契約後速やかに | 1部 |
| (2) 作業工程表 | 契約後速やかに | 2部 |
| (3) 作業要領書 | 作業着手の3週間前 | 2部 |
| (一般安全チェックシート及びリスクアセスメント評価を含む) | | |
| (4) 確認図書 | | 1部 |
| (5) 冷媒ガス回収証明書 | | 1部 |
| (6) 冷媒ガス破壊処分証明書 | | 1部 |

(7) 第一種フロン類充填回収業者の登録証の写し		1 部
(8) 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の許可証の写し		1 部
(9) 作業報告書（検査報告書含む）	検収前	1 部
(10) 完成図書（取扱説明書含む）	検収前	1 部
(11) 委任又は下請負届	作業開始の 2 週間前	1 部
(機構指定様式、下請負等が入る場合のみ提出)		

8. 検収条件

納入場所に据付後、員数検査及び外観検査並びに提出書類の完納をもって検収とする。

9. 安全管理

本点検作業の安全管理は、「安全管理仕様書」を遵守し、受注者の責任で行うものとする。なお、本作業に当たっては、特に以下の事項に留意すること。

- (1) 作業開始前に一般安全チェックリストおよびリスクアセスメントに基づく安全対策の確認を行うこと。
- (2) 機構担当者との連絡を密にし、毎朝、始業点検、TBM を行って作業内容の確認および意識の共有化を図ること。
- (3) 安全衛生に関して問題が生じた場合および緊急の場合は、速やかに機構担当者に連絡すること。
- (4) 本作業において発生した廃棄物は、原則として受注者の責任で処分するものとする。

10. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 協 議

本仕様書に記載の事項および記載なき事項について疑義が生じた場合は速やかに機構と協議し、議事録をもって確認すること。

以上